



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目 1 番
地
毎週火、金曜日発行

目次

○ 告示

- 18 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 19 " (")
- 20 " (")
- 21 " (")
- 22 " (")
- 23 " (")
- 24 " (")
- 25 " (")
- 26 " (")
- 27 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 28 " (")
- 29 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 30 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 31 生活保護法による指定施術機関の廃止 (")
- 32 生活保護法による施術機関の指定 (")
- 33 生活保護法による指定介護機関の廃止 (")
- 34 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 35 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 36 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
- 37 救急病院の廃止 (医務課)
- 38 土地改良事業変更協議の適否決定等 (農村計画課)
- 39 和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (平成13年和歌山県告示第794号) の変更 (資源管理課)
- 40 道路の区域変更 (道路保全課)
- 41 旧道路の供用廃止 (")
- 42 白浜都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)

○ 公告

漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告 (資源管理課)

○ 諸報

平成16年度和歌山県行政書士試験の合格者
(財団法人行政書士試験研究センター)

告 示

和歌山県告示第 18 号

和歌山県日高郡龍神村大字福井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡龍神村
- 2 調査を行った時期
平成 15 年 4 月 21 日から平成 16 年 7 月 30 日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡龍神村大字福井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡龍神村大字福井の一部地区
- 5 認証年月日
平成 17 年 1 月 4 日

和歌山県告示第 19 号

和歌山県日高郡美山村大字愛川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡美山村
- 2 調査を行った時期
平成 15 年 5 月 7 日から平成 16 年 10 月 4 日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡美山村大字愛川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡美山村大字愛川の一部地区
- 5 認証年月日
平成 17 年 1 月 4 日

和歌山県告示第 20 号

和歌山県日高郡美山村大字熊野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡美山村
- 2 調査を行った時期
平成 15 年 5 月 7 日から平成 16 年 10 月 4 日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡美山村大字熊野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡美山村大字熊野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成 17 年 1 月 4 日

和歌山県告示第 21 号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成 15 年 5 月 16 日から平成 16 年 9 月 3 日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区
- 5 認証年月日
平成 17 年 1 月 4 日

和歌山県告示第 22 号

和歌山県伊都郡高野口町大字名倉の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野口町
- 2 調査を行った時期
平成 15 年 4 月 18 日から平成 16 年 11 月 25 日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野口町大字名倉の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野口町大字名倉の一部地区
- 5 認証年月日
平成 17 年 1 月 4 日

和歌山県告示第 23 号

和歌山県那賀郡岩出町大字安上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県那賀郡岩出町
- 2 調査を行った時期
平成 14 年 4 月 27 日から平成 16 年 9 月 17 日まで
- 3 成果の名称
和歌山県那賀郡岩出町大字安上の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県那賀郡岩出町大字安上の一部地区
- 5 認証年月日
平成 17 年 1 月 4 日

和歌山県告示第 24 号

和歌山県日高郡中津村大字高津尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡中津村
- 2 調査を行った時期
平成 15 年 4 月 23 日から平成 16 年 10 月 25 日まで

<p>3 成果の名称 和歌山県日高郡中津村大字高津尾の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県日高郡中津村大字高津尾の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成 17 年 1 月 4 日</p>	<p>平成 17 年 1 月 4 日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第 27 号</p> <p>特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局 N P O 協働推進課及び和歌山県 N P O サポートセンターに備えて、平成 17 年 2 月 19 日まで縦覧に供する。</p> <p>平成 17 年 1 月 14 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 木村良樹</p>
<p>和歌山県告示第 25 号</p> <p>和歌山県日高郡中津村大字三佐の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。</p> <p>平成 17 年 1 月 14 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県日高郡中津村</p> <p>2 調査を行った時期 平成 15 年 4 月 23 日から平成 16 年 11 月 15 日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県日高郡中津村大字三佐の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県日高郡中津村大字三佐の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成 17 年 1 月 4 日</p>	<p>1 申請年月日 平成 16 年 12 月 19 日</p> <p>2 名称 特定非営利活動法人ええとこねっと龍神村</p> <p>3 代表者の氏名 古久保直樹</p> <p>4 主たる事務所の所在地 和歌山県日高郡龍神村大字西 137 番地の 1</p> <p>5 定款に記載された目的 この法人は、「地産地消」、「地域資源の循環利用」を基本としつつ地域資源を守り、活かすことを目的とした「奥日高エコプロデュースプラン」を、地域の人々等と共に推進し、地域の魅力、活力の向上等地域の振興に寄与することを目的とする。</p>
<p>和歌山県告示第 26 号</p> <p>和歌山県日高郡中津村大字船津の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第 4 項の規定により公告する。</p> <p>平成 17 年 1 月 14 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県日高郡中津村</p> <p>2 調査を行った時期 平成 15 年 4 月 23 日から平成 16 年 11 月 5 日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県日高郡中津村大字船津の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県日高郡中津村大字船津の一部地区</p> <p>5 認証年月日</p>	<p>和歌山県告示第 28 号</p> <p>特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局 N P O 協働推進課及び和歌山県 N P O サポートセンターに備えて、平成 17 年 2 月 20 日まで縦覧に供する。</p> <p>平成 17 年 1 月 14 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 申請年月日 平成 16 年 12 月 20 日</p> <p>2 名称 特定非営利活動法人 Big Brothers and Sisters Movement 21 School</p> <p>3 代表者の氏名 大江隆之</p> <p>4 主たる事務所の所在地 那賀郡貴志川町大字長山 277 番地の 372</p>

5 定款に記載された目的

この法人は、住民に対して、健全育成事業や講座事業、立ち直り支援事業などを実施し、非行や犯罪の無い明るい社会づくりの建設に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第 29 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西 薬 14-13	池田薬局	日高郡みなべ町南道 50	平成 16.12.12

和歌山県告示第 30 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋 薬 28-16	玉清丹調剤薬局	橋本市小峰台 2 丁目 12 番 41	平成 16.12.1
橋 薬 29-16	伊都薬局小峰台	橋本市小峰台 2 丁目 12-43	平成 16.12.1
日 医 89-16	博愛診療所みちしお	日高郡日高町大字阿尾字洲野 646 番地	平成 16.12.1
東 医 88-16	医療法人芳純会 ミサキメンタルクリニック	西牟婁郡串本町串本 2113-2	平成 16.12.1
那 歯 81-16	あい歯科医院	那賀郡打田町下井阪 455 グリーンビユー八王子 103	平成 16.12.6

西 薬 18-16	池田薬局	日高郡みなべ町南道 50 番地	平成 16.12.13
--------------	------	-----------------	----------------

和歌山県告示第 31 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
日 柔 14-12	いなみ接骨院	日高郡印南町印南 1995-3	平成 16.11.30

和歌山県告示第 32 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により施術機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日 柔 19-16	いなみ接骨院	日高郡印南町印南 2005-3	平成 16.12.1

和歌山県告示第 33 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

届 出 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島 782	ケアセンターおたっしゃ倶楽部 伊都・橋本事業所	伊都郡高野口町伏原 1246	訪問介護	平成 16.3.18

和歌山県告示第 34 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 の規定により介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定

に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

申 請 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
-------------	--------------------	-----------------	-------------------	---------	-----------

和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島 782	ケアセンターおたっし ゃ倶楽部 伊都・橋本事業所	伊都郡高野口町伏原 951	訪問介護	平成 16.3.19
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島 782	ケアセンターおたっし ゃ倶楽部 伊都・橋本第二事業所	伊都郡高野口町伏原 951	居宅介護支援 事業	平成 16.3.19
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島 1-9	博愛診療所みちしお	日高郡日高町阿尾 646	居宅療養管理 指導	平成 16.12.1

和歌山県告示第 35 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者 番号	氏名 （法人の場合 にあっては、 申請者の名称）	住所 （法人の場合に あっては、主 たる事務所の 所在地）	法人の場合 にあっては、 代表者の氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3072100021	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	西川弘海	みなべ町社協はあと館	日高郡みなべ町芝445-2はあと館	訪問介護	平成 17.1.4
3072100039	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	西川弘海	みなべ町社協ふれ愛センター	日高郡みなべ町東本庄100 みなべ町保健福祉センター	訪問介護	平成 17.1.4
3072100021	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	西川弘海	みなべ町社協はあと館	日高郡みなべ町芝445-2はあと館	訪問入浴介護	平成 17.1.4
3072100039	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	西川弘海	みなべ町社協ふれ愛センター	日高郡みなべ町東本庄100 みなべ町保健福祉センター	訪問入浴介護	平成 17.1.4
3062190032	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	西川弘海	みなべ町訪問看護ステーション	日高郡みなべ町芝445-2はあと館	訪問看護	平成 17.1.4
3072100039	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	西川弘海	みなべ町社協ふれ愛センター	日高郡みなべ町東本庄100 みなべ町保健福祉センター	通所介護	平成 17.1.4
3072100187	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	西川弘海	みなべ町社協ゆうゆう館	日高郡みなべ町埴田1444-1 デイサービスセンターゆうゆう館	通所介護	平成 17.1.4
3072100195	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	西川弘海	みなべ町社協二子の里	日高郡みなべ町埴田1430 デイサービスセンター二子の里	通所介護	平成 17.1.4
3071100337	有限会社ころ	海草郡下津町大崎839-3	武田美智子	デイサービスセンター・マンボウの家	海草郡下津町塩津580	通所介護	平成 17.1.4

和歌山県告示第 36 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した

ので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者 番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3072100302	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2 みなべ町社会福祉センター	西川弘海	みなべ町社協ふれ愛	日高郡みなべ町東本庄100 みなべ町保健福祉センター	居宅介護支援	平成 17.1.4

3072100310	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 447-2 みなべ町社会福祉センター	西川弘海	みなべ町協 はあとプラン	日高郡みなべ町芝 445-2 はあと館	居宅介護支 援	平成 17.1.4
------------	-------------------	--------------------------------	------	-----------------	------------------------	------------	--------------

和歌山県告示第 37 号

救急病院等を定める省令 (昭和 39 年厚生省令第 8 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき、次の救急病院から廃止の届出があったので告示する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

名 称	所 在 地	救 急 業 務 廃 止 年 月 日
医療法人浜病院	和歌山市吹上二丁目 4 番地 7 号	平成 17.1.1

和歌山県告示第 38 号

かつらぎ町営土地改良事業 (農村振興総合整備統合補助事業笠田西部地区) の変更協議については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 3 第 5 項及び同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第 96 条の 3 第 5 項及び同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成 17 年 1 月 17 日から平成 17 年 2 月 15 日まで

3 縦覧場所

かつらぎ町役場掲示場

和歌山県告示第 39 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成 8 年法律第 77 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (平成 13 年和歌山県告示第 794 号) を次のように変更したので、同条第 10 項において準用する第 5 項の規定に基づき、公表する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成 14 年の生産額で全国 24 位、生産量で全国 29 位の漁獲実績を示しており、海面漁業就業者数は、5,490 人となっている。また、平成 14 年度県内総生産額の約 0.7% を占め、水産物加工業の生産も盛んであり、特に沿海市町においては基幹的な産業となっている。

水産業は、本県にとって重要な産業として位置づけられており、今後とも水産業の発展を図っていく上で海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県水域は、瀬戸内海区と太平洋海区に大きく分けられ、瀬戸内海区は紀伊水道を上り下りする潮流と黒潮の分岐流の入り込みが複雑に交錯し、好漁場を形成しており、底びき網、船びき網、一本釣り漁業等が活発に行われている。また、太平洋海区は黒潮の本流及び分岐流の影響を強く受け、まき網、定置網、敷網、刺網漁業等の網漁業のほかびき縄釣り漁業が行われている。

近年、漁業者は、操業機器類の近代化、操業形態の変化等の漁獲努力の増強や小型魚の採捕混獲などにより、一部の資源にあっては減少あるいは低迷しているものが見られる。

今後ともこのような状況が継続すれば本県水産業の持続的発展が危惧されるところである。

3 本県では従来から資源管理型漁業の推進等の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、磯根資源を主体に一部の海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが海洋生物資源全般には至っていない。

4 国の基本計画において本県に定められた第 1 種特定海洋生物資源の漁獲可能量については、採捕実績の的確な把握及び地域の実情を勘案し漁業者等への指導を行い、適切な保存管理措置を講じることとする。

また、適切な管理を行うのに必要な資源の現状、資源の動向等の科学的なデータの収集のため、国及び関係県と連携し、調査体制の充実強化に努めるものとする。

5 本県における漁獲可能量制度においては、入漁協定に基づく他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

6 指定海洋生物資源の対象魚種の保存管理措置については、今後の検討課題とする。

7 第 1 種特定海洋生物資源及び指定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

このような保存管理措置を通じ、本県水域における海洋生物資源の回復や安定的な漁業生産につなげ、本県水産業の発展を図るものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 平成16年1月から12月までの第1種特定海洋生物資源の知事管理量は、次の表のとおりである。

まさば及びごまさば	6,000トン
まあじ	7,000トン
まいわし	若干
さんま	—
するめいか	若干

2 平成17年1月から12月までの第1種特定海洋生物資源の知事管理量は、次の表のとおりである。

まさば及びごまさば	5,000トン
まあじ	8,000トン
まいわし	若干
するめいか	若干

第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第2の1の表及び第2の2の表に掲げる第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次の表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

1 平成16年1月から12月まで(第2の1の表関係)

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量
まさば及びごまさば	漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業(以下「中型まき網漁業」という。)	5,400トン
まあじ	中型まき網漁業	5,600トン

2 平成17年1月から12月まで(第2の2の表関係)

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	4,600トン
まあじ	中型まき網漁業	6,400トン

第4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

第1種特定海洋生物資源知事管理量については、本県水域での資源の現状や利用状況の検討及び県計画の実施に関

し、実効ある適正な管理方法等を検討する「和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画策定検討会」を平成9年5月に設置し、開催を重ね、県内の保存管理措置の適切な実施に努めている。

なお、この検討会は平成17年以降も引き続き開催していく。

また、第1種特定海洋生物資源ごとには、次のように努めるものとする。

「まさば及びごまさば」

中型まき網漁業については、現行規制内容を踏襲するとともに資源の有効利用等を推進する。

また、小型まき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲量が400トン程度になるように努めるものとする。

「まあじ」

中型まき網漁業については、現行規制内容を踏襲するとともに資源の有効利用等を推進する。

また、小型まき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲量が1,600トン程度になるように努めるものとする。

「まいわし」

中型まき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

「するめいか」

5トン未満の動力漁船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、許可制への移行等漁獲努力量の抑制方策について検討する。また、定置漁業、小型定置網漁業等については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等については現状どおりとして操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 今後の本県水産業の発展を図るため、再生産可能な生物サイクルを活用した産卵親魚や小型魚の保護、休漁期間の設定等の管理手法を取り入れた資源管理型漁業の更なる推進、定着化及び漁村地域でのリーダー等の人材育成などに努力することとする。

和歌山県告示第 40 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷地の延長		備考
		幅員 メートル	メートル	
御坊市島字丁畑 700 番 1 地先から 同市島字道ノ 瀬 891 番 3 地先 まで	旧	5.80	530.00	
		6.70		

和歌山県告示第 41 号

平成 17 年和歌山県告示第 40 号（道路の区域変更）で告示した旧道路は、平成 17 年 1 月 14 日から供用を廃止する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第 42 号

和歌山県施行に係る白浜都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成 16 年 12 月 24 日付け国近整和都業第 3-1 号で認可されたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画事業の種類及び名称
白浜都市計画道路事業 3・5・1 号白浜駅湯崎線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
- 4 事業地の所在 別添函書のとおり

（「別添函書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び西牟婁振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告

下記登録漁船及び所有者の所在を尋ねる。平成 17 年 4 月 14 日までに和歌山県農林水産部水産局資源管理課へ連絡がないときは、漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 18 条第 1 項第 3 号の規定により、下記漁船の登録は失効する。

平成 17 年 1 月 14 日

和歌山県知事 木村良樹

記

漁船登録番号	船名	所有者
WK5-223	まるき丸	速見好子
WK5-1251	第 3 中村丸	中村哲雄
WK5-6140	第 1 中村丸	中村登
WK5-7491	第三王子丸	小倉誠一
WK5-7538	新興丸	玉置直枝
WK5-8494	第 2 中村丸	中村美和子

諸 報

公 告

平成 16 年 10 月 24 日に実施した平成 16 年度和歌山県行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成 17 年 1 月 14 日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐司

受験番号

- 5910002
- 5910012
- 5910023
- 5910043
- 5910053
- 5910058
- 5910093
- 5910098
- 5910138
- 5910146

5910147
5910177
5910217
5910237
5910247
5910350
5910356